

神戸市消費者苦情処理審議会の運営状況（報告）

1 開催実績（前回の消費生活会議（平成 30 年 7 月 11 日）以降の開催）

第 69 回 平成 30 年 11 月 13 日（水）

第 70 回 令和 元年 6 月 13 日（木）

2 議事内容

(1) 取引の適正化に関する取組について

① 指導した事業者のその後の相談件数 等の推移について

| | 対象 事業者数 | 指導事業者の業種 |
|--------|------------|--|
| 第 69 回 | 8 件 | 上下水管工事（3 事業者）、インターネット接続仲介（3 事業者）、訪問購入、 （1 事業者）、害獣駆除 |
| 第 70 回 | 9 件 | 上下水管工事（3 事業者）、インターネット接続仲介（2 事業者）、訪問購入 （3 事業者）、害獣駆除 |

② 平成 30 年度 事業者への指導について

| | 対象 事業者数 | 指導事業者の業種 |
|--------|------------|-------------|
| 第 69 回 | 2 件 | 訪問購入 |
| 第 70 回 | 2 件 | インターネット接続仲介 |

(2) 神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱の改正について【第 69 回】

神戸市では消費者利益の確保、環境問題への配慮の観点から過大包装を禁止しているが、以下のような課題があることから、柔軟な運用に向けて要綱の改正を行いたいとの提案を受けた。

- ① 商品の多様化が進み、要綱に規定されている空間割合を超えても、直ちに消費者の適正な商品選択を妨げるとは認められないケースが増えている。
- ② 神戸市の基準に適合させるために、事業者に過度の負担を強いる面がある。
- ③ 全国の政令指定都市の中で、神戸市のみが例外規定を設けていない。

（改正案）※別紙 5 のとおり

現行の過大包装の基準を緩和するとともに、商品の性質上、規定を遵守することが困難なものや、消費者の適正な商品選択に支障を来たさないと想定されるものについては、過大包装とはしない旨の柔軟な規定を設ける。

- ・ 過大包装の基準となる空間割合の改正（§ 4①）
- ・ 適応除外規定の改正（§ 5）

（改正スケジュール）

- ・ 令和元年 8 月頃 パブリックコメント実施
- ・ 令和元年 10 月頃 改正、公布